法第２条（第11項）

11　この法律において「独立行政法人等非識別加工情報取扱事業者」とは、独立行政法人等非識別加工情報ファイルを事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

⑴　国の機関

⑵　独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平15年法律第59号。以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）第２条第１項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）

⑶　地方公共団体

⑷　地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第181号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）

まず、「独立行政法人等非識別加工情報ファイル」の定義（※）である「独立行政法人等非識別加工情報を含む情報の集合物」であって、「特定の独立行政法人等非識別加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの」（第10項第１号）とは、特定の独立行政法人等非識別加工情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した、独立行政法人等非識別加工情報を含む情報の集合物をいう。また、「特定の独立行政法人等非識別加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの」（第10項第２号）とは、コンピュータを用いていない場合であっても、紙媒体の独立行政法人等非識別加工情報を一定の規則に従って整理・分類し、特定の独立行政法人等非識別加工情報を容易に検索することができるよう、目次、索引、符号等を付し、他人によっても容易に検索可能な状態に置いているものも該当する。

（※）　個人情報保護法第36条第１項における匿名加工情報の取扱いに関する規律の対象は、「匿名加工情報データベース等」を構成するものとしており、これに対応するものとして、法では「独立行政法人等非識別加工情報ファイル」を定義している。

次に、「独立行政法人等非識別加工情報取扱事業者」とは、個人情報保護法第２条第10項における「匿名加工情報取扱事業者」と同様、独立行政法人等非識別加工情報ファイルを事業の用に供している者のうち、国の機関、地方公共団体、独立行政法人の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）で定める独立行政法人等及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）で定める地方独立行政法人を除いた者をいう。

ここでいう「事業の用に供している」の「事業」とは、一定の目的をもって反復継続して遂行される同種の行為であって、かつ社会通念上事業と認められるものをいい、営利・非営利の別は問わない。なお、法人格のない、権利能力のない社団（任意団体）又は個人であっても独立行政法人等非識別加工情報ファイルを事業の用に供している場合は独立行政法人等非識別加工情報取扱事業者に該当する。

なお、独立行政法人等非識別加工情報は、個人情報保護法上の匿名加工情報に包含される概念であることから、独立行政法人等非識別加工情報取扱事業者に該当する者は、個人情報保護法における匿名加工情報取扱事業者に係る規律の対象となることに留意する必要がある。

3　独立行政法人等が独立行政法人等非識別加工情報を取り扱う場合に遵守すべき義務

3－1　独立行政法人等非識別加工情報の取扱いに係る義務の考え方

法第４章の２においては、独立行政法人等非識別加工情報を作成する独立行政法人等が、独立行政法人等非識別加工情報を取り扱う場合に遵守すべき義務を規定している。

【独立行政法人等非識別加工情報を作成する独立行政法人等が遵守する義務】

⑴　独立行政法人等非識別加工情報を作成するときは、適正な加工を行わなければならない。（法第44条の10第１項）＜３－２（独立行政法人等非識別加工情報の適正な加工）参照＞

⑵　独立行政法人等から独立行政法人等非識別加工情報の作成の委託を受けた者が受託した業務を行う場合は⑴を準用する。（法第44条の10第２項）＜３－２（独立行政法人等非識別加工情報の適正な加工）参照＞

⑶　独立行政法人等非識別加工情報を作成したときは、独立行政法人等非識別加工情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。（法第44条の15第１項）＜３－３（独立行政法人等非識別加工情報等の安全確保の措置）参照＞

⑷　独立行政法人等から独立行政法人等非識別加工情報等の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合は⑶を準用する。（法第44条の15第２項）＜３－３（独立行政法人等非識別加工情報等の安全確保の措置）参照＞

3－2　独立行政法人等非識別加工情報の適正な加工（法第44条の10関係）

法第44条の10

１　独立行政法人等は、独立行政法人等非識別加工情報を作成するときは、特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該保有個人情報を加工しなければならない。

２　前項の規定は、独立行政法人等から独立行政法人等非識別加工情報の作成の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

規則第10条

法第44条の10第１項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

⑴　保有個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

⑵　保有個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

⑶　保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号（現に独立行政法人等において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。）を削除すること（当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。）。

⑷　特異な記述等を削除すること（当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

⑸　前各号に掲げる措置のほか、保有個人情報に含まれる記述等と当該保有個人情報を含む保有個人情報ファイルを構成する他の保有個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該保有個人情報ファイルの性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。

独立行政法人等は、独立行政法人等非識別加工情報（独立行政法人等非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。以下同じ。）を作成するときは、特定の個人を識別できないように、かつ、その作成に用いる保有個人情報を復元できないようにするために、規則第10条各号に定める基準に従って、当該保有個人情報を加工しなければならない。なお、「個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該保有個人情報を加工」するためには、加工する情報の性質に応じて、規則第10条各号に定める加工基準を満たす必要がある。

また、独立行政法人等から独立行政法人等非識別加工情報の作成の委託を受けた者が受託した業務を行う場合、当該受託者にもこれを準用する。

3－2－1　特定の個人を識別することができる記述等の削除

規則第10条（第１号）

⑴　保有個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。